

ソフトウェアの適正な利用について

ソフトウェアは**著作権法**等によって保護されており、利用する上で守らなければならないルールが定められています。各ソフトウェアの**使用許諾契約書**等の内容をきちんと理解し、ソフトウェアの不正利用を行うことのないよう注意してください。

やってはいけないことの例

- 不正にコピーされたソフトウェアを、それと承知の上でインターネット上からファイル共有ソフトウェアなどでダウンロードする
- 友達が購入して使用しているソフトウェアを、使用許諾契約書を確認せず自分のPCにもインストールする
- 使用許諾契約で決められた台数を超えるPCにインストールする、または使用が許可されていない人に使わせたり、許可されていない使用目的で使ったりする
- 不正にコピーされた海賊版ソフトウェアを、それと承知の上でインストールする



ソフトウェアの不正利用は、れっきとした「違法行為」です

著作権を侵害すると「10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金(併科可)」という非常に重い処罰が科せられる可能性があります。また、個人ならびに慶應義塾の社会的信用へのダメージは計りしれません。ソフトウェアライセンスに関する知識を深め、自分自身が不正利用をすることなく、また不正利用に加担することのないよう注意してください。知らなかったではすまされない大きな問題に発展する可能性があります。

- ◆ ソフトウェアを正しい方法で入手しない場合、法的なリスクとは別に、コンピュータウイルスの感染、ソフトウェアの異常動作等に遭遇するリスクも負うことになります。十分注意してください。

参考 Web サイト	コンピュータソフトウェア著作権協会(ACCS)	https://www2.accsjp.or.jp/
	ザ・ソフトウェア・アライアンス(BSA)	https://bsa.or.jp/

違法アップロード／ダウンロードについて

音楽・映像・電子書籍などのアップロード／ダウンロードに注意！！

著作者の許可なく **音楽・映像・電子書籍** などの **すべての著作物** をサーバに **アップロード** する（インターネット配信を可能な状態にする）ことは **重大な違法行為** です。（10年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する）

また、インターネット上に違法に掲載された「海賊版」だと知りながら、漫画、映像、音楽などのすべての **著作物をダウンロード** することは、個人で楽しむためであっても **違法** です。**犯罪になる場合もあります**。（2年以下の懲役・200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する）

注意！

海賊版のダウンロードが禁止される著作物の種類が、音楽・映像から **すべての著作物に広がりました**。

著作物例）漫画、小説、論文、写真、新聞、イラスト、コンピュータソフトなど

買うのも借りるのも嫌だから、海賊版をダウンロードしちゃえ！



音楽・映像・漫画 など
(すべての著作物)

著作者の許可がない著作物のファイルのアップロード、海賊版のダウンロードは違法です。

ファイル共有ソフトウェアを研究教育目的で使用するには？

慶應義塾では、特定のファイル共有ソフトウェア（BitTorrent, BitComet, Xunlei, Perfect Dark など）について、**研究教育目的で使用する場合に限り**、利用申請を受け付けています。これらのソフトウェアを利用する場合は、申請を行った上で、責任をもって使用してください。**未申請で使用することは禁止**されています。

- 対象となるソフトウェアや申請のための書式など詳細については、次の URL でご確認ください。
https://www.itc.keio.ac.jp/ja/software_fileshare.html

参考 Web サイト	日本音楽著作権協会(JASRAC)	https://www.jasrac.or.jp/
	日本音楽制作者連盟(FMPJ)	http://www.fmp.or.jp/
	日本映像ソフト協会(JVA)	http://jva-net.or.jp/
	日本国際映画著作権協会(JIMCA)	https://www.jimca.co.jp/
	日本レコード協会(RIAJ)	https://www.riaj.or.jp/
	文化庁(ACA)	https://www.bunka.go.jp/